

NEWS

～ 令和7年9月 ～

社会保険労務士 岡経営労務事務所
労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階
TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <https://www.okakeiei.jp>

-----令和7年8月中旬時点の情報に基づき記載しています-----

19歳以上23歳未満の健康保険被扶養者認定について ～認定における年間収入要件が変わります～

令和7年度の税制改正において、昨今の人手不足における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件見直し等が行われました。これを踏まえて、健康保険の被扶養者認定にかかる年間収入要件についても、取り扱いを変更することになりました。

認定要件の変更内容

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、認定対象者の年齢が『19歳以上23歳未満』の場合（被保険者の配偶者は除く）、対象者の年間収入要件が現行の「130万円未満」から『150万円未満』に変更となります。上記の年齢以外の方の年間収入要件については従来通りとなります。また、この年間収入以外の要件（生計維持要件・同居要件等）については変更ありません。

※（参考）現行の収入要件

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）

かつ

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

年齢の判定

19歳以上23歳未満の判定は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

（例）令和7年10月1日に新たに扶養認定を受ける方が、

- ・令和7年11月1日に19歳となる場合：令和7年の年間収入要件は150万円未満
- ・令和7年11月1日に23歳となる場合：令和7年の年間収入要件は130万円未満

実務上の留意点

令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定を受けようとする場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入要件は130万円未満で判定されますので注意が必要です。また、今まで収入オーバーで扶養に入ることができなかった方が、要件の緩和により加入条件を満たす可能性がありますので、制度の変更内容を早めに従業員に周知して対象者の有無を確認し、質問等にも対応できるような準備をしておく必要があります。